

第2期 飯網町教育大綱

令和5年度～令和8年度

令和5年3月

飯 網 町

1 第2期飯綱町教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の趣旨

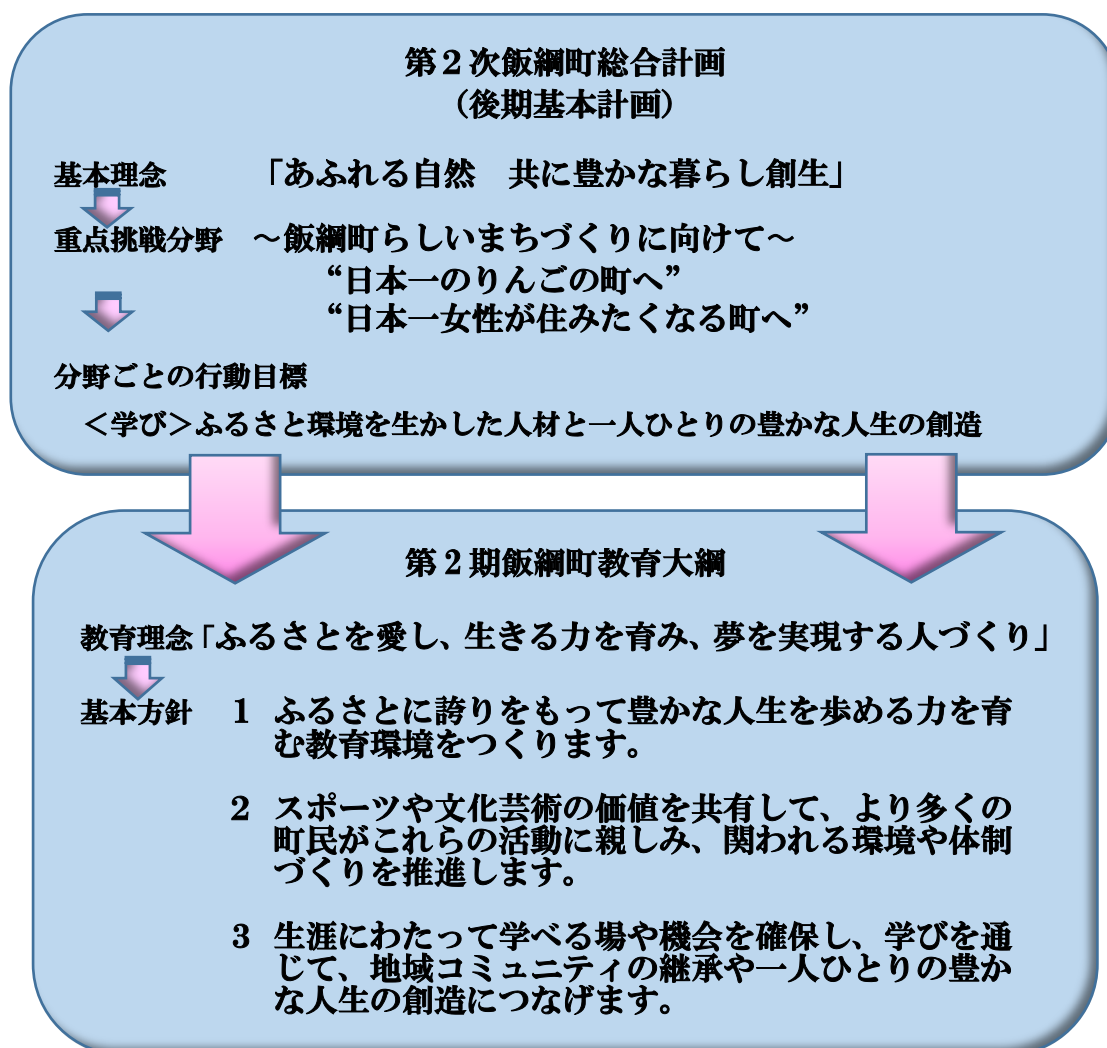
平成26(2014)年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」(第1条の3第1項)としています。

これを受け、当町は飯綱町総合教育会議における協議を経て、平成30(2018)年1月に「飯綱町教育大綱」を策定しました。

この、教育大綱の対象期間は平成30(2018)年度から令和4年度(2022)年度までの5年間でありましたので、町長と教育委員が協議・調整を行い、令和5(2023)年度以降の第2期飯綱町教育大綱(以下「教育大綱」という。)を策定しました。

(2) 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、町の最上位計画である「第2次飯綱町総合計画」と整合性のとれたものとして定めています。



(3) 対象期間

教育大綱が対象とする期間は、町の最上位計画である「第2次飯綱町総合計画」の期間との整合を図るため、令和5(2023)年度から令和8(2026)年度までの4年間とします。
ただし、必要に応じて飯綱町総合教育会議での協議、調整を踏まえて見直しを行います。

年度	令和5	令和6	令和7	令和8
	2023	2024	2025	2026
第2次飯綱町総合計画	基本構想			
	後期基本計画			
第2期飯綱町教育大綱				
飯綱町教育委員会基本方針				

2 教育理念

ふるさとを愛し、生きる力を育み、夢を実現する人づくり

北信五岳を望む北信濃の豊かな自然環境の中で私たちは日々暮らしています。周りの山々や田畑の風景に自然の移ろいや美しさを感じ、実りの豊かさや喜びを体感する暮らしは、豊かな人間性を育む土台となっています。そして、このふるさとの豊かさや素晴らしさを次世代に残しつないでいくことが、飯綱町の今を生きている者の責務と考えています。

飯綱町は町民が郷土に愛着を持ち、自然と共生した、より豊かで充実したまちづくりを目指しています。大綱はそれを実現するために、教育を通じた「人づくり」を中心に捉えました。まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりです。子供から高齢者まであらゆる世代が学びを通して輝けるまちづくりをめざします。

3 基本方針

教育大綱の教育理念を実現するために、次の3つの基本方針を定めました。

- 1 ふるさとに誇りをもって豊かな人生を歩める力を育む教育環境をつくります。
- 2 スポーツや文化芸術の価値を共有して、より多くの町民がこれらの活動に親しみ、関われる環境や体制づくりを推進します。
- 3 生涯にわたって学べる場や機会を確保し、学びを通じて、地域コミュニティの継承や一人ひとりの豊かな人生の創造につなげます。

4 目指す方向性

基本方針を具体化するため、目指す方向性を次のとおり定めます。

基本方針1

ふるさとに誇りをもって豊かな人生を歩める力を育む教育環境をつくります。

(1) 飯綱町ならではの教育環境の構築

学校では教科学習で身につけた「知識」を「知恵」に変えていく体験学習に積極的に取り組み、児童生徒の個性と能力を伸ばし、「生きる力」を育てていきます。

また、学校教育を側面から支援するため、「飯綱町コミュニティスクール」が核となり、地域が学校と一体となって、ふるさと学習を進めていきます。

そして、飯綱町の自然や歴史、文化、産業について学んだり、体験したりすることを通して、ふるさとに対する誇りやふるさとを愛する心を育む教育を推進します。

(2) 誰もが安心して教育を受けられる環境の整備

町のすべての子どもが家庭環境や経済状況に左右されることなく安心して学ぶことができるよう、学習環境や学校での生活環境の整備に努め、必要に応じた支援体制を充実させていきます。

また、子どもたちの心の支援を充実させ、明るく楽しい学校生活が送られるよう取り組みます。

基本方針 2

スポーツや文化芸術の価値を共有して、より多くの町民がこれらの活動に親しみ、関われる環境や体制づくりを推進します。

(1) 誰もがスポーツに親しめる環境整備

町民参加型のスポーツイベントの企画や地域のスポーツ団体の活動を支援するなど、町民がスポーツや健康づくりに親しめる機会を創出します。

(2) 文化の保存・継承・活用

町の自然、歴史、産業、伝統文化等に関する学びの場を提供し、ふるさとへの誇りや愛着の醸造を図ります。また、有形・無形の文化財の保存・継承に努めます。

(3) 創造的な文化芸術活動の支援

町の文化芸術団体等が企画運営する文化芸術活動やイベントを支援し、町民の文化芸術活動の推進を図ります。

基本方針 3

生涯にわたって学べる場や機会を確保し、学びを通じて、地域コミュニティの継承や一人ひとりの豊かな人生の創造につなげます。

(1) 多様な学習機会の創出・地域社会との連携

幼少期から熟年期まで幅広い年代層の町民が、生涯にわたって学ぶことができ、自らが成長すると共に学んだ知識や成果を社会に還元できる機会や情報の提供に努めます。また、自ら学び、生きる力を育もうとする社会教育団体等の活動を支援します。

(2) 生涯学習の環境づくり

町民の多様な学習機会を保障する町の施設や地域のコミュニティ施設の整備を図り、町民の生涯学習を推進します。

第2期飯綱町教育大綱

令和5(2023)年3月

発行：飯綱町

〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

電話：026-253-4769(直通)